

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月20日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市中区新栄 2丁目 19番6号

氏 名 ミサワホーム株式会社

中部営業本部 愛知・岐阜支社

支社長 中西 陽一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-238-0735

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ミサワホーム株式会社 中部営業本部 愛知・岐阜支社および中部資産活用事業部
事業場の所在地	名古屋市中区新栄2丁目19番6号
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	D06 建設業 / 総合建設業
2 事業の規模	3,459百万円（政令市除く愛知県内）
3 従業員数	188人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	①がれき類・陶磁器、コンクリートくず →再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化 ②金属くず→再生処理業者に委託し再生金属材料として再資源化 ③木くず→再生処理業者に委託し燃料用チップとして再資源化 ④紙くず→再生処理業者に委託し再生紙材料として再資源化 ⑤石膏ボード →再生処理業者に委託し石膏および製紙原料として再資源化 ⑥廃プラスチック →再生処理業者に委託しRPFとして再資源化、またはサーマルリサイクル（熱量回収）後埋立処分
-----------------	--

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図） 別紙 管理体制・社内ルールによる			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	様式2-9による	
	排出量	2, 226. 1 t	t
	（これまでに実施した取組） ・現場の余剰材の発生を抑制するため、積算段階、または現場搬入前から必要数量を綿密にする。 ・梱包材を簡素化して納入、および工場による回収・再利用を行う。 ・再生利用等による減量化並びに再生資源の積極的活用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排出量	2, 000 t	t

		(今後実施する予定の取組) 上記取組の実施の徹底及び継続。
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・紙くず、木くず、廃プラスチック、廃石膏ボード、がれき類、陶磁器くず、金属くず、混合廃棄物の8品目に分別。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組の実施の徹底及び継続。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した	t	t

	産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1 現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	様式2-9による	
	全処理委託量	2, 226. 1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	724. 7 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2, 033. 5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	119. 5 t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設現場から排出された廃棄物が経路図どおりに適正に処理されているか中間処理施設および最終処分施設の確認を行う。</li> <li>・可能な限り優良認定業者へ処理委託する。</li> </ul>		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2による	
	全処理委託量	2, 000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	700 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1, 600 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	150 t	t

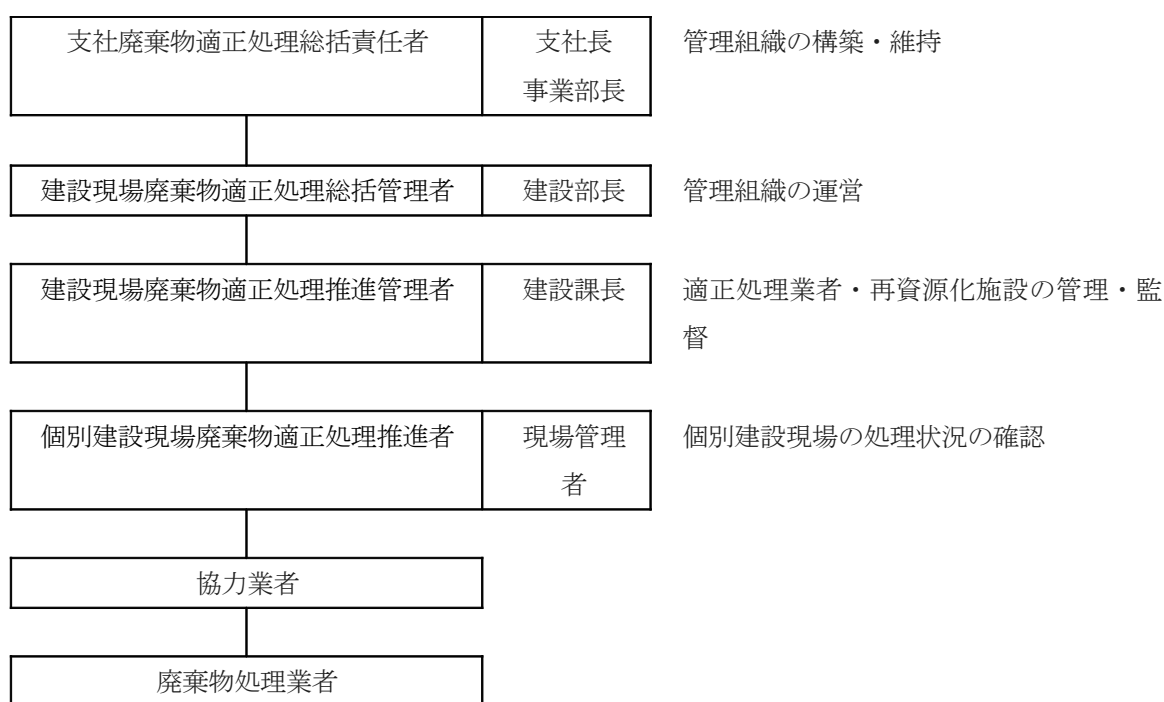
		(今後実施する予定の取組) 上記取組の実施の徹底及び継続。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

### 管理体制・社内ルール



#### ■社内ルール

・支社廃棄物適正処理総括責任者（支社長／事業部長）

- (1) 建設廃棄物適正処理及び建設リサイクル法に係る基本方針の策定
- (2) 廃棄物処理に係る基本委託契約の承認及び締結状況の把握
- (3) 廃棄物適正処理に係る監査の実施体制構築

・建設現場廃棄物適正処理総括管理者（建設部長）

- (1)  
社員及び下請業者の教育・啓発
- (2)  
建設工事現場実務の支援・指導
- (3)  
建設廃棄物処理実績の把握及び排出（処理）計画の策定





⑩	処理委託する全量 (t)	120	20	500	600	100	350	10	300
⑪	優良認定処理業者へ の 処理委託量 (t)	50	10	200	200	40	90	10	100
⑫	再生利用業者への処 理委託量 (t)	80	20	400	480	100	350	10	160
⑬	認定熱回収業者への 処理委託量 (t)								
⑭	認定熱回収業者以外 の熱回収を 行う業者への処理委 託量 (t)	10		40					100